

## 平成 3 1 年度納付金等の算定について

- 国民健康保険は、平成 2 9 年度まで市町村が個別に運営していましたが、平成 3 0 年度から県が財政運営を担うなど、県と市町村が共同で運営する制度となりました。
- このため、県は市町村負担分を「納付金」として徴収し、保険給付（医療の給付）に必要な全額を国及び県負担分等と合わせて「交付金」として市町村に交付します。
- また、後期高齢者医療制度への支援金や介護保険制度への納付金についても、県が各制度へまとめて納付します。
- 市町村は県への「納付金」と加入者の健康づくりのための保健事業に必要な費用を賄うため、市町村ごとに保険税率を定め、加入者から保険税を徴収します。
- 平成 3 1 年度における本県の納付金総額を確定するための係数が国から示されたため、市町村ごとの「納付金」及び「標準保険料率」を算定しました。

### 1. 算定の流れ

#### ◆本県の納付金総額を算定

- ①「納付金」の基礎となる保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金を過去の実績や国から示された係数により推計

#### 【仮算定（第 1 回運営協議会）からの変更点】

- 本算定時点までの直近の医療費実績を反映するとともに、平成 3 1 年 1 0 月の診療報酬改定の影響を反映し保険給付費を推計
- 平成 3 1 年度政府予算案を踏まえた係数により公費負担等を推計

- ②保険給付費等の推計額から国及び県の公費負担等を差し引き、本県の納付金総額を算定

#### ◆市町村ごとの「納付金」を算定

- ①各市町村の医療費や所得の状況、加入者の人数及び世帯数に応じて、各市町村が負担する「納付金」を算定
- ②平成 3 0 年度からの新しい国保制度により、1 人あたりの負担が大幅に上昇してしまう市町村に、負担上昇を抑制する「激変緩和措置」を実施（「納付金」を減額） … 別紙 2 のとおり
- ③各市町村の「激変緩和措置」実施後の各市町村の納付金総額を算定

… 別紙 3 のとおり

#### ◆市町村ごとの「標準保険料率」を算定

- ①各市町村の「納付金」に、市町村が取り組む保健事業の費用を加え、市町村に交付される公費を差し引き、保険税必要額を算定
- ②県内統一の算定基準（実際の市町村の算定方式等とは異なる）により、市町村が参考とするための保険税率（額）である「標準保険料率」を算定

… 別紙 4 のとおり

### 2. 今後の予定

「納付金」及び「標準保険料率」の算定結果、各市町村の個別事情を考慮し、市町村が平成 3 1 年度の保険税率を決定